

**米国特許情報**  
**特許侵害に係る民事訴訟を提起できる裁判地に関し**  
**米国連邦最高裁判所が全会一致で CAFC 判決を破棄差戻しする**

2017年06月05日

特許業務法人  
**HARAKENZO**  
WORLD PATENT & TRADEMARK

## 1. はじめに

米国においては陪審による裁判が一般的です。裁判地の地域住民の人種構成等の観点から、公正な裁判を受けることが難しいと判断した場合、被告が裁判地の変更を裁判所に求めることは珍しくありません。

28 U.S.C. 1400 (b) は、唯一且つ排他的な「特許侵害訴訟における裁判地」に関する法律であり、(i) 被告が居住する裁判所管轄地区 (judicial district)、あるいは、(ii) 被告が侵害行為に及んだ、通常の確立された事業所 (a regular and established place of business) を有している裁判所管轄地区において、特許権者は、特許侵害に係る民事訴訟を連邦地方裁判所に提起することができる旨、規定されています。

しかしながら、米国における一般的な裁判地に関する法律 (28 U.S.C. 1391(c)) によれば、米国連邦議会による2回の法改正を経て、被告は、裁判所の対人管轄権 (personal jurisdiction) の対象となっている任意の裁判地において所在していると見做される旨、規定されています。この規定に基づいて、これまでに数々の判例において、CAFC は裁判地に関し、その判断を示してきました。

このような状況下で、米国連邦最高裁判所は、全会一致で、米国の特許裁判地に関する判決を下しました。これにより、特許侵害に係る民事訴訟を特許権者が提起できる連邦地方裁判所が、これまでと比べて制限されることとなります。以下に、今回の連邦最高裁判決について説明します。

**【全4頁】**

本内容についてご不明点・ご質問等がございましたら、  
下記の担当者まで遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】 特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

理 事 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)  
外国専門部長 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)  
TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)  
E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【免責事項】

当事務所は、本資料のコンテンツの正確性に努めておりますが、これを保証するものではありません。  
当事務所は、本資料のご利用により生じた損害・損失について、一切の法的責任を負いません。

【無断複製・転載禁止】

本資料は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.

【ウェブサイト・facebook】

当事務所のウェブサイト・facebook も、国内外の知的財産に係る有用な情報を随時発信しております。  
是非ご参照下さい。

<総合ウェブサイト> : <http://www.harakenzo.com>  
<商標専門サイト> : <http://trademark.ip-kenzo.com>  
<意匠専門サイト> : <http://design.ip-kenzo.com>  
<法務部 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.LegalDepartment>  
<広島事務所 facebook> : <https://www.facebook.com/HARAKENZO.Hiroshima>  
※facebook につきましては、ユーザ名「Harakenzo」で検索頂ければアクセス容易です。